

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

村山市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 楯岡・西郷・大倉・袖崎地域

#### (1) 現況

本地域は、市東部エリアに位置し、奥羽山系の甑岳と市内中央部を貫流している最上川に囲まれており、平坦地域と中山間地域からなる地域である。米を基幹作物として、野菜、果樹等を組み合わせた複合経営が行われている。

楯岡地域では、平坦地域の水田が大半を占めており、集団転作による大豆の生産が行われている。西郷地域では、大区画化による基盤整備が行われており、担い手や中心経営体への集積が進められている。大倉・袖崎地域では、中山間地域が多く、未整備地も多い。平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補う取組を行うことが必要である。

また、平坦地域においても、過疎化・高齢化・混住化等の進行により、集落における農用地・水路・農道等の地域資源の機能低下が予想されるため、これについても負担軽減に向けた取組を行うことが必要である。加えて、環境負荷の軽減に配慮した農業も行われていることから、これについても普及を促すことが必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）及び同項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金事業）を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）も併せて行うよう働きかけることにより、生物多様性の保全と多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 大久保・富本・戸沢地域

#### (1) 現況

本地域は、市南西部エリアに位置し、出羽丘陵の葉山と市内中央部を貫流している最上川に囲まれており、葉山から最上川へと注ぎこむ、千座川、樽石川の流域に広がる地域である。米を基幹作物として、サクランボやリンゴの果樹栽培、野菜等を組み合わせた複合経営が行われている。

大久保地域では、平坦地域の水田が大半を占めているが、最上川の遊水地があるため、効果的な農業経営を図っていく必要がある。富本・戸沢地域では、山間地域や中山間地域を抱えており、平地地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補う取組を行うことが必要である。

また、平坦地域においても、過疎化・高齢化・混住化等の進行により、集落における農用地・水路・農道等の地域資源の機能低下が予想されるため、これについても負担軽減に向けた取組を行うことが必要である。

## (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）及び同項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金事業）を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3. 大高根地域

### (1) 現況

本地域は、市北西部エリアに位置し、葉山から最上川へと注ぎこむ富並川の流域に広がる自然豊かな地域である。西部の山間地域である「山の内」と、東部の平地地域である「富並」からなっており、市内で最も積雪量の多い地域である。米を基幹作物として、スイカや高冷地野菜等を組み合わせた複合経営が行われており、スイカの名産地でもある。

富並では、集団転作によるそばの栽培が行われ、県内でも有数の生産量となっている。また、天然物のジュンサイの産地として知られる大谷地沼（通称じゅんさい沼）があり、箱舟に乗ってジュンサイを摘み採る風景は季節の風物詩となっている。山の内では、山間地域が大半を占めており、平地地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補う取組を行うことが必要である。

また、平坦地域においても、過疎化・高齢化・混住化等の進行により、集落における農用地・水路・農道等の地域資源の機能低下が予想されるため、これについても負担軽減に向けた取組を行うことが必要である。加えて、環境負荷の軽減に配慮した農業も行われていることから、これについても普及を促すことが必要となっている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）及び同項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金事業）を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）も併せて行うよう働きかけることにより、生物多様性の保全と多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	楯岡・西郷・大倉・袖崎地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業 (多面的機能支払交付金事業) 法第3条第3項第2号に掲げる事業 (中山間地域等直接支払交付金事業) 法第3条第3項第3号に掲げる事業 (環境保全型農業直接支払交付金事業)
②	大久保・富本・戸沢地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業 (多面的機能支払交付金事業) 法第3条第3項第2号に掲げる事業 (中山間地域等直接支払交付金事業)
③	大高根地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業 (多面的機能支払交付金事業) 法第3条第3項第2号に掲げる事業 (中山間地域等直接支払交付金事業) 法第3条第3項第3号に掲げる事業 (環境保全型農業直接支払交付金事業)

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

①中山間地域等直接支払交付金について

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とすることができる。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、当該農用地の一部を対象に指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）であって、村山市全域。

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

急傾斜農用地以外の水田で以下の条件をすべて満たす場合とする。

- a 団地内のすべての田が不整形であり、基盤整備が不可能であること
- b 30a未満の区画の合計面積が団地内の田の合計面積に対して80%以上であること
- c 団地内の田の区画の平均面積が20a以下であること

なお、市長は特別な事情がない限り、緩傾斜農用地については当面对象としない。

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて村山市長が認定する者とする。